

西都市監査委員告示第8号

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、西都市議会から請求のあった監査を行いましたので、地方自治法第199条第9項の規定により別紙のとおり監査結果を公表いたします。

平成21年12月4日

西都市監査委員 河野方州

西都市監査委員 藤原壽太郎

閲覧場所

西都市役所掲示板及び情報コーナー（2階）

西都市立図書館

議会の請求に基づく監査結果について

第1 監査対象項目

平成18年度、19年度、20年度に政友会に交付した政務調査費

第2 監査の対象

市議会政友会派

第3 監査の期間

平成21年9月30日（水）から同年11月30日（月）まで

第4 監査の方法

市議会政友会派、市議会公明党会派、市議会議長（議会事務局）及び市長から提出された政務調査費に関する関係書類について監査を実施した。なお、提出された証憑書類は真正なものであることを前提としている。

また、監査の実施に当たっては、監査委員による議会事務局等の関係職員及び監査対象年度に所属又は在職していた議員からの対面調査を実施するとともに、関係業者に対し、領収書等の証拠書類の反面調査を行った。

第5 監査の着眼点

（総括的な事項）

- 1 政務調査費の交付に関する議会事務局の事務が条例、規則等の規定にのっとり適正に執行されているか。
- 2 政務調査費は、条例、規則等の規定にのっとり使用されているか。

（個別的な事項）

- 1 領収書等の証拠書類の保管は適正に行われているか。
- 2 支出目的、支出内容は妥当であるか。
- 3 不適正な用途への支出はないか、など。

第6 事実確認等

1 議会請求監査の経緯

西都市議会は、平成21年9月24日、政友会派に所属していた前議員の同会派の政務調査費の一部不正着服等に関し、「議会の信頼回復に関する決議」を行い、このことを一個人の不祥事としてとどめることなく、真摯に受けとめ、再発防止に向けて今回の課題を明確にするとともに、襟を正して議会政治の原点に戻り、行動することを誓われました。

そして、平成21年9月30日に開催された第7回西都市議会定例会本会議において、地方自治法第98条第2項の規定により、平成18年度、平成19年度及び平成20年度に政友会に交付した政務調査費に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求する議決があり、同日付け西議第348号で議会議長から監査委員に対し監査請求が行われたところであります。

また、今回の議会監査請求に先立ち、平成21年9月7日にある市民が市役所に来庁され、市長及び総務課長に対し、「議員個人の私的流用がある」との情報提供され、これを受け、同日、市長から議会議長に対し、「政友会の平成18年度から平成20年度までの政務調査費の内容に疑義があるので、調査をされ、その報告書を提出していただくようお願いする」との依頼がなされています。

2 政務調査費の支出及び使途基準の根拠法令等

政務調査費は、議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、地方自治法第100条第14項の規定を根拠に、西都市議会政務調査費に関する条例、同交付に関する条例施行規則等に基づき、市長が、会派の代表者の請求により会派（所属議員が1人の場合を含む。）に、所属する議員1人当たり年額18万円を年2回に分け交付し、会派の代表者は、議長に翌年の4月末までに領収書等の証拠書類を添付した収支報告書を提出しなければならないものであります。

また、この政務調査費は、地方公共団体の自己の決定権、責任が拡大する中、議員の調査研究活動の充実強化を図るためにはなくてはならないものではありますが、一方では、「市民の税金である公金による政務調査費が本当に有効に使われているのか」といった声もあるのも事実であります。

3 政友会派による調査

平成18年度政務調査費について

平成18年度は、議員7人で結成する政友会派に対し、平成18年6月8日に630,000円、同年10月10日に630,000円の合計1,260,000円の政務調査費が交付され、また平成19年3月30日には同会派経理責任者（前議員）から、収入1,260,000円、支出1,139,569円、残金120,431円の収支報告書が市議会議長に提出され、当該残金は西都市に平成19年4月3日に精算戻入されています。

さらに、平成21年8月5日には当初の支出総額から17,850円減額する1回目の修正報告書が、同年9月7日には1回目の支出総額から113,889円減額する2回目の修正報告書が提出され、合計131,739円が平成21年9月10日に西都市に返納されています。

この結果、平成18年度収支報告書は、収入1,260,000円に対し、支出1,007,830円、残金252,170円に変更されています。

修正報告された内容ではありますが、1回目の返納額17,850円は、2件分の焼酎代で、政務調査費から支出するには不適切であると判断されて、当時の所属議員7人で個人均等割された分であります。また、2回目の返納額113,889円は全額前議員が返納したもので、市内2業者に係る4件の改ざん分51,135円、市内業者等に係る2件の実体不明分33,200円、茨城県・千葉県・東京都への調査研修時の使途不明金分29,554円であります。

なお、18年度分の収支報告書の使途等の確認は、領収書等の証拠書類が保管されておらず、預金通帳、政友会派による前議員の聞き取り、前議員手書きの会計帳簿、当時の所属議員の個人手帳への記載内容、当時の所属議員の一部等による市内業者への聞き取り調査が行われています。

平成19年度政務調査費について

平成19年度は、議員7人で結成する政友会派に対し、平成19年4月24日に630,000円、同年10月11日に630,000円の合計1,260,000円の政務調査費が交付され、また平成20年3月31日には、収入1,260,000円、支出1,150,676円、残金109,324円の収支報告書が同党派経理責任者（前議員）から議会議長に提出され、当該残金は平成20年7月1日に西都市が諸収入（雑入）として領収しています。

さらに、平成21年3月30日には当初の支出総額から48,118円減額する1回目の修正報告書が提出され、翌3月31日に48,118円が西都市に返納されています。また、同年6月25日には1回目の支出総額から89,824円減額する2回目の修正報告書が、同年9月7日には2回目の支出総額から43,190円減額する3回目の修正報告書が提出され、合計133,014円が平成21年9月10日に西都市に返納されています。

この結果、平成19年度収支報告書は、収入1,260,000円に対し、支出969,544円、残金290,456円に変更されています。

修正報告された内容ではありますが、1回目の返納額48,118円は、政務調査費から支出するには不適切であると判断された2件分の焼酎代16,740円で、当時の所属議員7人で個人均等割された分、前議員が返納した神奈川県・東京都への調査研修時の領収書の存在しないタクシー代及び衆議院議員会館での昼食代31,378円であります。また、2回目の返納額89,824円は、政務調

査費から支出するには不適切であると判断され、当時の所属議員7人で個人均等割されたコーヒーカップ1件9,100円、前議員が返納した領収書改ざん分80,724円であります。また3回目の返納額43,190円は、前議員が返納した領収書改ざん分であります。

なお、平成19年度収支報告書の使途等の確認は、会計帳簿がありませんが、預金通帳、政友会派による前議員への聞き取り、保管されている領収書等の証拠書類及び当時の所属議員の個人手帳への記載内容の確認、当時の所属議員の一部による市内業者への聞き取り調査で行われ、また、前代表監査委員による関係業者店での領収書を提示した在任中の調査も行われています。

平成20年度政務調査費について

平成20年度は、議員7人で結成する政友会派に対し、平成20年4月18日に630,000円、同年10月9日に630,000円の合計1,260,000円が交付され、また平成21年4月30日には収入1,260,000円、支出887,293円、残金372,707円の収支報告書が同会派経理責任者から議会議長に提出され、当該残金は平成21年9月10日に西都市が諸収入(雑入)として領収しています。

なお、20年度分の収支報告書の使途等の確認については、政友会派で保管されている領収書等の証拠書類等でなされ、残金は前議員が全額着服したものと決定しております。

これらの調査概要から、政友会派に係る平成18年度、平成19年度及び平成20年度の返納された政務調査費は、政務調査費から支出するには不適切であると判断し、当時の所属議員7人で個人均等割した分が43,690円(うち前議員分6,242円)、また前議員の返還分が、神奈川県・東京都への調査研修時の領収書の存在しないタクシー代及び衆議院議員会館での昼食代31,378円、市内2業者

に係る12件の改ざん分175,049円、市内業者等に係る2件の実体不明分33,200円及び茨城県・千葉県・東京都への調査研修時の用途不明金分29,554円、平成20年度政務調査費に係る残金全額の着服分372,707円で、総額685,578円となっています。なお、前議員による不適正支出及び公金着服分は、総額から焼酎代及びコーヒーカップ代43,690円を控除した641,888円となっています。

第7 監査の結果

平成18年度務調査費について

平成18年度収支報告書については、領収書等の証拠書類が全く存在しておらず（紛失したと思われる）、1,260,000円の政務調査費の収入、1,139,569円の調査旅費などの支出、120,431円の残額が記載された収支報告書だけが市議会議長に提出されております。そのため、支出内容の正確性を検証することはできませんでした。

なお、唯一残っているパソコン等リース関係の見積書によれば、18年5月2日付けで2年リースをしているノートパソコン1台、カラーインクジェットプリンター1台、デジタルカメラ1台その他の付属品のうち、当該ノートパソコン1台が翌19年6月に解約され、新たに別のパソコンが平成19年7月1日から平成21年6月30日までリースされています。

平成19年度政務調査費について

平成19年度収支報告書は、1,260,000円の政務調査費収入に対し、1,150,676円支出され、残金109,324円が市に返納されています。その後、3回修正され、現在の総支出額は969,544円で、この支出金額については、当時の用途基準等から判断し、概ね適正な支出と思われます。ただ、公明党会派と合同で実施した神奈川県（秦野市）及び東京都（総務省、農林水産

省及び厚生労働省)の調査研修において、神奈川県秦野市での調査研修の翌日の調査研修先が東京都千代田区の国の機関となっているのに、秦野駅から箱根湯本駅まで電車で、そこから箱根町仙石原にあるホテルまでタクシーで行き、また翌朝はホテルから同駅までタクシーで行き、電車で東京都に向かわれたことは、経済的な通常の経路及び方法による旅費であったのかについては、疑問の残るところであります。

なお、返還等されました支出額のうち、市内業者Aから購入した物品の領収書5件80,724円及び市内業者Bから購入した物品の領収書3件43,190円は、前議員が領収書を改ざんしていました。また、公明党会派と合同で実施した神奈川県及び東京都への調査研修に係る領収書及び乗車実績のない調査研修場所でのタクシー代5件分16,678円並びに領収書がなく、支払いの実証もなく、実食の事実はある衆議院議員会館での昼食代7人分14,700円は、前議員が返還するべきものと考えます。また、2件の焼酎代16,740円(市内酒店)及び1件のコーヒーカップ代9,100円(市内工房)は、前議員を含め当時の政友会派所属議員7人が均等按分して返還されております。

また、今回の調査におきまして、市内業者Aから購入した物品の領収書1件5,481円及び市内工房から購入した当時の政友会派所属議員等のイニシャルが入った8個のコーヒーカップ代9,100円のうち3,100円は、前議員が領収書を改ざんしていることが判明しました。

平成20年度政務調査費について

平成20年度収支報告書は、1,260,000円の政務調査費収入に対し、887,293円支出され、残金372,707円が市に返納されており、この支出金額は、当時の使途基準等から判断し、概ね適正な支出と思われれます。

しかしながら、372,707円の残金を生じた当該年度の収支報告書は、平

成21年4月30日付けで、政友会派の経理責任者から議会議長に提出され、翌5月1日付けで、政友会派を含む平成20年度議会各会派に係る収支報告書の写しが議会議長から市長に送付されています。また、同年3月31日に、前議員が慣例的な事務処理として通帳に431円を残して、183,000円を払い出しています。そして、その後に精算処理が行われ、前議員は、残金372,707円を同年6月18日に政友会派に返還しています。

なお、平成18年度から平成20年度までの3年間の政務調査費を総計しますと、総収入額3,780,000円に対し、総支出額2,864,667円、残金915,333円で、残金のうち、当初収支報告書に係る返還等額は602,462円、修正後の収支報告書に係る返還額は312,871円であります。また、前議員が政友会派へ返還した金額は、平成21年6月18日に372,707円、同年9月4日に300,000円、同年9月7日に74,920円の合計747,627円（政友会派独自の積立金を含む。）であります。

なお、今回新たに改ざん分として判明しました2件分8,581円のうちの1件5,481円は、平成19年度政務調査費から支出されていますので、政友会派は収支報告書をさらに修正し、前議員はその改ざん分を追加して返還しなければならないものと考えます。

第8 総括意見

今回の監査は平成18年度から平成20年度までの政務調査費が条例や規則にのっとり適正に運用されているかの適法性を中心に実施してきましたものでありますが、一部において保管しなければならないとされている領収書等の証拠書類がなく、使途の不適正なものが見受けられたことは遺憾なことであります。

政務調査費は、地方自治法及び西都市議会政務調査費に関する条例、同交付に

関する条例施行規則等に基づき、市議会会派の調査研究に資するため必要な経費に限定して市長から交付されるもので、市議会の活性化を図る趣旨から、会派の調査研究活動の充実強化を図る等のため制度化されたものであります。

議員1人当たり年額18万円の公費が支出されていることから、その使途の透明性は勿論のこと、その使途が市政の調査研究目的にのみ充てられていることに対する市民への説明責任が強く求められることは当然のことと考えます。

今後においても、政務調査費の透明性を一層高めつつ、自らの研究課題や行政テーマの政務調査に有効に活用し、もって市政発展に寄与されることを期待するものであります。

また、収支報告書提出後の書類調査について、議長は必要に応じ行うものと条例に規定されていますが、議長からの指示による議会事務局での調査が今まで一度も実施されたことがありません。政務調査費は使途基準等も規定されていることから、収支報告書の内容確認や領収書等の添付書類の精査を実施するよう要望します。